

で、次のとおり公表する。

平成28年 5月 2日

京都府監査委員 菅 谷 寛 志
 同 渡 辺 邦 子
 同 村 山 佳 也
 同 井 上 元

定 期 監 査

監査の結果

【部局別】

広域振興局

(1) 南丹広域振興局

南丹土木事務所（監査実施年月日：平成27年 9月 1日～ 3日・ 7日・10月 9日）

（指摘）

設計業務の委託契約で、昨年度に引き続き、必要な契約条項が記載されていない事例が認められた。

（措置の内容）

当該契約については、変更契約時に必要な条項が追加記載できていなかったものの、業務は適正に実施されていた。

また、所内の室長会議（平成27年 9月28日開催）及び技術者会議（平成27年11月13日開催）において、職員に指摘事項の内容説明を行うとともに、今後は事業担当と契約担当の職員が緊密に連携し、双方で契約条項の点検を行うことで適正に契約事務を執行するように周知徹底した。

（指摘）

道路や河川の工事で、昨年度に引き続き、必要な法手続が行われていない事例が認められた。

（措置の内容）

指摘のあった件（構築物）については、法令で求められている基準は満たしていたものの、地元調整の遅れから、道路及び河川占用の手続が遅れていたり、道路の供用開始の公示が遅れていたものであるが、その後すべての手続を完了した。

また、所内の室長会議（平成27年 9月28日開催）及び技術者会議（平成27年11月13日開催）において、職員に指摘事項の内容説明を行うとともに、今後は調整を円滑に進めて再発防止に努めるように周知徹底した。

(2) 中丹広域振興局

中丹東土木事務所（監査実施年月日：平成27年 10月14日～16日・19日・11月 6日）

（指摘）

委託契約の業務仕様を、改正された法律に準拠して変更しなかったため、業務完了後に改めて成果品の提出を求める発注を行ったことから、別途経費が発生した事例が認められた。

監 査 委 員

28年監査公表第 5 号

平成27年度に執行した監査の結果（平成27年 9月 1日から平成27年11月 6日までの執行分）に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、京都府知事から通知があったの

(措置の内容)

技術職員会議、職員会議及び各室での室会議において特記仕様書を再確認するよう徹底するとともに、法令規則の改正に係る通知文書等の確認や情報共有について周知徹底を図った。